

社会福祉法人宮崎福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮崎福祉会(以下「当法人」という。)定款第八条及び第二一条の規定するに基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(当法人を主たる勤務場所として勤務する者)については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、交通費は旅費規程第12条の額に基づき、支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。ただし、交通費は旅費規程第12条の額に基づき、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第12条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

改正 昭和63年4月 1日 平成 3年5月 1日 平成 6年4月 1日

平成 8年5月 1日 平成12年7月25日 平成15年3月26日

平成19年5月30日 平成23年4月 1日 平成24年7月29日

平成29年6月28日

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の月額	備考
理事長	月額 160,000 円	再任時に5, 000円加算

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬の月額×期末手当支給率	職員給与規程に準ずる
12月の賞与	報酬の月額×期末手当支給率	職員給与規程に準ずる

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

内容	日額
評議員会への出席	2, 600円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2, 600円

(2) 理事

内容	日額
理事会等会議への出席	2, 600円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2, 600円

(3) 監事

内容	日額
理事会等会議への出席	2, 600円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2, 600円
監事監査への出席	9, 100円